

地区公民館の管理運営体制の移り変り

平成15年度まで

直営方式

館長1名（市嘱託職員）
主事1名（市職員）

新しい地区公民館の運営の検討

<これからの地区公民館運営の方向>

- ・地域づくりやまちづくりは、市民と行政とが協働して取り組むことが求められているなかで、地区公民館の果たす役割が重要となっている。
 - ①自治会や他団体との連携による地区内活動の充実、活動基盤の整備
 - ②地区間の連携と学習・活動資源の共有化による学習・活動内容の充実
 - ③多彩な学習・活動による幅広い市民（住民）、団体の参加と交流促進
 - ④行政との連携、人材育成による特色ある地域づくりの拠点としての役割の充実



- 住民の企画による自主的活動の推進
- 公民館機能の充実

- 地域の独自性を持った活動の促進

地域に運営を
委託

- ★住民自治のさらなる促進
- ★行政改革
- ★住民参加のまちづくり

*市の施設の公設民営化

<運営委託の手法>

- ・地区ごとに公民館運営協議会を設立し、運営を委託する。
- ・公民館主事を公民館運営協議会が雇用する。
- ・運営費として人件費と、公民館活動費（1館150万円）を委託料とする。
- ・公民館施設の維持管理費は、従来どおり市が行う。
- ・公民館運営協議会の連絡協調を図るため連合会を設置する。

*各公民館運営協議会と市が委託契約を結ぶ。

平成16年度～平成17年度

運営委託方式

館長1名（市嘱託職員）
主事1名（協議会職員）

*各公民館運営協議会が指定管理者となり、市と指定管理協定を結ぶ。（維持管理費は除く）

平成18年度～平成20年度

指定管理者方式

館長1名（協議会職員）
主事1名（協議会職員）

*各公民館運営協議会が指定管理者となり、市と指定管理協定を結ぶ。（維持管理費を含む）

平成21年度～平成23年度

指定管理者方式

館長1名（協議会職員）
主事1名（協議会職員）

平成22年度

日田市公民館運営検討委員会による検討

＜公設民営化の検証＞

平成16年度からの公設民営化（運営委託方式・指定管理者方式）は、一定の効果がみられる同時に課題も発生した。

(効果)・地域住民の参画による独自性を持った活発な運営が図られ、地域に密着した活動を展開

・社会教育の専門性を持った主事を継続的に配置

(課題)・地区公民館運営協議会が任意団体であることに起因する課題

・地区公民館運営協議会がそれぞれ別組織であることに起因する課題

現状の課題を解決し、さらに日田市の公民館運営を向上させるために



日田市公民館運営検討委員会

【検討項目】

○公民館運営を行う組織形態のあり方について

■市の出資による一般財団法人を設立する

○新組織の公民館運営及び活動のあり方について

■職員の資質向上のための研修制度を確立する

■各地区に公民館運営委員会を置く

公民館像



- 日田市に根ざし、地域に密着する公民館であること
- 市民に開かれ、多くの市民が利用しやすい公民館であること



検討委員会の検討結果の地区報告会

(平成22年10月12日～11月5日 20地区)

*市議会で財團出捐金補正予算議案の可決



公民館財団法人に関する地区説明会

(平成23年1月12日～1月26日 20地区)



一般財団法人日田市公民館運営事業団の設立

(設立：平成23年2月16日 設立者：日田市)

*市議会で指定管理者選定議案の可決



一般財団法人日田市公民館運営事業団による地区公民館 20館2分館の管理運営の開始 (開始：平成23年4月1日)

*各公民館運営協議会との指定管理協定を中途解約し、日田市公民館運営事業団と市が指定管理協定を結ぶ

平成23年度～平成27年度

指定管理者方式

館長1名（事業団職員）
主事1名（事業団職員）